

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後		改 正 前	
様式目次		様式目次	
様式一	利子等の支払調書合計表	様式一	利子等の支払調書合計表
	：		：
	(省 略)		(同 左)
	：		：
様式四十二	非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書合計表	様式四十二	非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書合計表
様式四十三	<u>有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書合計表</u>	様式四十三	<u>有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書合計表</u>
様式四十四	株式無償割当てに関する調書合計表	様式四十四	株式無償割当てに関する調書合計表
<u>様式四十五</u>	<u>名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書合計表</u>	<u>(新 設)</u>	

新 旧 対 照 表	
改 正 後	改 正 前
様式一 利子等の支払調書合計表 (様 式 省 略) 記載要領 1 「支払件数（支払調書提出省略分を含む。）」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての利子等の支払件数を記載する。ただし、所得税法施行規則第 82 条第 2 項第 2 号の適用される普通預金、通常郵便貯金等の利子及び所得税法第 176 条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第 1 項若しくは第 2 項、所得税法第 180 条の 2（信託財産に係る利子等の課税の特例）第 1 項若しくは第 2 項、租税特別措置法第 8 条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）第 1 項から第 3 項又は租税特別措置法第 9 条の 4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）の規定によって源泉徴収の適用されない利子等は記載を要しない。 2 ～ 8（省 略） 様式三 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書合計表 (様 式 省 略) 記載要領 1 ～ 5（省 略） 6 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第 11 条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、所得税法第 176 条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第 1 項若しくは第 2 項、所得税法第 180 条の 2（信託財産に係る利子等の課税の特例）第 1 項若しくは第 2 項、租税特別措置法第 9 条の 4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）若しくは租税特別措置法第 9 条の 5（公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。 7 ・ 8（省 略）	様式一 利子等の支払調書合計表 (同 左) 記載要領 1 「支払件数（支払調書提出省略分を含む。）」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての利子等の支払件数を記載する。ただし、所得税法施行規則第 82 条第 2 項第 2 号の適用される普通預金、通常郵便貯金等の利子及び所得税法第 176 条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第 1 項、所得税法第 180 条の 2（信託財産に係る利子等の課税の特例）第 1 項、租税特別措置法第 8 条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）第 1 項から第 3 項又は租税特別措置法第 9 条の 4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）の規定によって源泉徴収の適用されない利子等は記載を要しない。 2 ～ 8（同 左） 様式三 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書合計表 (同 左) 記載要領 1 ～ 5（同 左） 6 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第 11 条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、所得税法第 176 条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第 1 項、所得税法第 180 条の 2（信託財産に係る利子等の課税の特例）第 1 項、租税特別措置法第 9 条の 4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）若しくは租税特別措置法第 9 条の 5（公募株式等証券投資信託の受益証券を買い取った証券業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。 7 ・ 8（同 左）

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
様式四 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書合計表 (様 式 省 略) 記載要領 1～4 (省 略) 5 「非課税分」欄には、所得税法第 11 条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、所得税法第 176 条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第 1 項若しくは第 2 項、租税特別措置法第 9 条の 4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）、租税特別措置法第 9 条の 5（公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）の規定により非課税とされたものについて記載する。 6・7 (省 略) 様式五 投資信託等の収益の分配の支払調書合計表 (様 式 省 略) 記載要領 1 この合計表は、「<u>投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書</u>」及び「オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書」を提出する場合に使用する。 2 (省 略) 様式六 配当等とみなす金額に関する支払調書合計表 (様 式 省 略) 記載要領 1～6 (省 略) 7 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第 11 条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、所得税法第 176 条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第 1 項若しくは第 2 項、所得税法第 180 条の 2（信託財産に係る利子等の課税の特例）第 1 項若しくは第 2 項、租税特別措置法第 9 条の 4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。 8～10 (省 略)	様式四 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書合計表 (同 左) 記載要領 1～4 (同 左) 5 「非課税分」欄には、所得税法第 11 条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、所得税法第 176 条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第 1 項、租税特別措置法第 9 条の 4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）、租税特別措置法第 9 条の 5（公募株式等証券投資信託の受益証券を買い取った証券会社等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）の規定により非課税とされたものについて記載する。 6・7 (同 左) 様式五 投資信託等の収益の分配の支払調書合計表 (同 左) 記載要領 1 この合計表は、「<u>投資信託又は特定目的信託収益の分配の支払調書</u>」及び「オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書」を提出する場合に使用する。 2 (同 左) 様式六 配当等とみなす金額に関する支払調書合計表 (同 左) 記載要領 1～6 (同 左) 7 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第 11 条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）、所得税法第 176 条（信託財産に係る利子等の課税の特例）第 1 項、所得税法第 180 条の 2（信託財産に係る利子等の課税の特例）第 1 項若しくは租税特別措置法第 9 条の 4（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたものについて記載する。 8～10 (同 左)

新 旧 対 照 表

改 正 後

様式二十五 信託の計算書合計表

自 平成 年 月 日 信託の計算書合計表 至 平成 年 月 日										処理事項 ※		通信日付印 ※		検 収 ※		整理簿記載 ※			
(所得税法施行規則別表第7(1)関係)																			
平成 年 月 日提出 税務署長 殿										提 出 者		所在地		フリガナ 名 称		この調書 について 応 答 できる方 氏 名		所 属 課 係	
信託財産の種類										件 数		収 益 の 額		費 用 の 額		資 産 の 額		負 債 の 額	
金 銭										件		円		円		円		円	
有 価 証 券																			
不 動 産																			
そ の 他																			
計																			
(摘 要)																			

(用紙 日本工業規格 A4)

記載要領

1～3 (省 略)

(注) この合計表は、信託会社が信託法（平成18年法律第108号）の施行の日前に開始する事業年度に係る計算書（信託会社以外の受託者にあつては、平成21年1月1日前に提出するもの）に添付して提出する場合には、「収益の額」とあるのは「収入金額」と、「費用の額」とあるのは「支出金額」と、「資産の額」とあるのは「信託財産の価額」と読み替えて使用する。

なお、この場合において「負債の額」欄については記載を要しない。

改 正 前

様式二十五 信託の計算書合計表

自 平成 年 月 日 信託の計算書合計表 至 平成 年 月 日										処理事項 ※		通信日付印 ※		検 収 ※		整理簿記載 ※			
(所得税法施行規則別表第7(1)関係)																			
平成 年 月 日提出 税務署長 殿										提 出 者		所在地		フリガナ 名 称		この調書 について 応 答 できる方 氏 名		所 属 課 係	
種 類										件 数		収 入 金 額		支 出 金 額		信託財産の価額			
金 銭										件		円		円		円			
有 価 証 券																			
不 動 産																			
そ の 他																			
計																			
(摘 要)																			

(用紙 日本工業規格 A4)

記載要領

1～3 (同 左)

新 旧 対 照 表

改 正 後

様式二十八 譲渡性預金の譲渡等に関する調査合計表

平成 年 月 分 譲渡性預金の譲渡等に関する調査合計表 (所得税法施行規則別表第 8(4) 関係)										処理事項 ※	通信日付印 ※	換 収 ※	整理簿記載 ※
税務署長 殿 提出 者	提 所在地	整理番号		電 話		この調査について 応 答 できる方		所 属	課 係				
	フリガナ 名 称			()									
	フリガナ 代 表 者 氏 名 印	印				氏 名							
区 分	枚 数	預 入 金 額		譲 渡 価 額		備 考							
譲 渡 人 用	枚	円		円									
譲 受 人 用													
計													

(用紙 日本工業規格 A 4)

記載要領
(省 略)

改 正 前

様式二十八 譲渡性預金の譲渡等に関する調査合計表

平成 年 月 分 譲渡性預金の譲渡等に関する調査合計表 (所得税法施行規則別表第 8(3) 関係)										処理事項 ※	通信日付印 ※	換 収 ※	整理簿記載 ※
税務署長 殿 提出 者	提 所在地	整理番号		電 話		この調査について 応 答 できる方		所 属	課 係				
	フリガナ 名 称			()									
	フリガナ 代 表 者 氏 名 印	印				氏 名							
区 分	枚 数	預 入 金 額		譲 渡 価 額		備 考							
譲 渡 人 用	枚	円		円									
譲 受 人 用													
計													

(用紙 日本工業規格 A 4)

記載要領
(同 左)

新 旧 対 照 表

改 正 後

改 正 前

様式三十二 信託に関する受益者別（委託者別）調書合計表

様式三十二 信託に関する受益者別（委託者別）調書合計表

平成 年 月分 信託に関する受益者別（委託者別） 調書合計表 (相続税法施行規則第 8 号書式関係)										処理 事項 ※	通信日付印 ※	換 収 ※	整理簿記載 ※
平成 年 月 日提出 税務署長 殿													
提出者													
所在地										整理番号			
フリガナ 名 称										電 話 ()			
フリガナ 代 表 者 氏 名 印										この調書 について 応 答 できる方 氏 名			
提出事由		信託財産の種類		提出枚数		受益者数		特定委託者数		委託者数		信託財産の価額	
効 力 発 生		☐ 金銭 ☐ 有価証券 ☐ 金銭債権 ☐ 不動産 ☐ その他 ()											
受 益 者 変 更		☐ 金銭 ☐ 有価証券 ☐ 金銭債権 ☐ 不動産 ☐ その他 ()											
信 託 終 了		☐ 金銭 ☐ 有価証券 ☐ 金銭債権 ☐ 不動産 ☐ その他 ()											
権利内容変更		☐ 金銭 ☐ 有価証券 ☐ 金銭債権 ☐ 不動産 ☐ その他 ()											
計													
(摘 要)													

(用紙 日本工業規格 A 4)

平成 年 月分 信託に関する受益者別（委託者別） 調書合計表 (相続税法施行規則第 8 号書式関係)										処理 事項 ※	通信日付印 ※	換 収 ※	整理簿記載 ※		
平成 年 月 日提出 税務署長 殿															
提出者															
所在地										整理番号					
フリガナ 名 称										電 話 ()					
フリガナ 代 表 者 氏 名 印										この調書 について 応 答 できる方 氏 名					
区 分		信 託 財 産 の 合 計 額						左 の うち、調 書 を 提 出 す る も の の 合 計							
信託財産の種類		委託者数		受 益 者 数		信託財産の価額		提出枚数		委託者数		受 益 者 数		信託財産の価額	
金 銭		人		人		円		枚		人		人		円	
有 価 証 券															
不 動 産															
そ の 他															
計		()		()						()		()			
(摘 要)															

(用紙 日本工業規格 A 4)

記載要領

記載要領

- この合計表は、相続税法第 59 条第 2 項の規定により提出すべき調書について、提出事由の異なるごとに記載する。
- 信託財産の種類欄には、該当する信託財産について□枠にチェックをする（複数ある場合には、それぞれチェックする。）。
- 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。

- 「信託財産の合計額」欄には、その月中に引き受けた信託（証券投資信託以外の信託で受益者と委託者が同一人でない信託に限る。）のすべてについて記載する。
- 「左のうち、支払調書を提出するものの合計」欄には、この合計表とともに調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- 「委託者数」欄及び「受益者数」欄の「計」欄には、この合計表とともに提出する調書の枚数を本書きし、信託財産の種類に関係なく委託者及び受益者の実人員を () 書きする。
- (同 左)

新 旧 対 照 表

改 正 後

改 正 前

様式四十三 有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書合計表

様式四十三 有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書合計表

平成 年分 有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書合計表 (所得税法施行規則別表第7 (2) 関係)										通信日付印 ※		検 収 ※		整理簿記載 ※	
税務署受付印 平成 年 月 日提出 税務署長 殿		提出者	組 主たる事務所の所在地 フリガナ フリガナ 有限責任事業組合の会計総 簿を作成した組合員又は 投資事業有限責任組合の業 務を執行する無限責任組合 員の氏名又は名称	整理番号		電 話		この調書に ついて応答 できる方 氏名	所属	課 係					
				電 話		()									
計 算 期 間		計算書の枚数	分配額の総額	計 算 期 間		計算書の枚数	分配額の総額	備 要							
自 年 月 日 至 年 月 日		枚	円	自 年 月 日 至 年 月 日		枚	円								
自 年 月 日 至 年 月 日				自 年 月 日 至 年 月 日											
自 年 月 日 至 年 月 日				計											
自 年 月 日 至 年 月 日				計の内訳											
自 年 月 日 至 年 月 日				個人組合員											
				法人組合員											

(用紙 日本工業規格A4)

記載要領
(省 略)

平成 年分 有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書合計表 (所得税法施行規則別表第7 (2) 関係)										通信日付印 ※		検 収 ※		整理簿記載 ※	
税務署受付印 平成 年 月 日提出 税務署長 殿		提出者	組 主たる事務所の所在地 フリガナ フリガナ 有限責任事業組合の会計総 簿を作成した組合員又は 投資事業有限責任組合の業 務を執行する無限責任組合 員の氏名又は名称	整理番号		電 話		この調書に ついて応答 できる方 氏名	所属	課 係					
				電 話		()									
計 算 期 間		計算書の枚数	分配額の総額	計 算 期 間		計算書の枚数	分配額の総額	備 要							
自 年 月 日 至 年 月 日		枚	円	自 年 月 日 至 年 月 日		枚	円								
自 年 月 日 至 年 月 日				自 年 月 日 至 年 月 日											
自 年 月 日 至 年 月 日				計											
自 年 月 日 至 年 月 日				計の内訳											
自 年 月 日 至 年 月 日				個人組合員											
				法人組合員											

(用紙 日本工業規格A4)

記載要領
(同 左)

改訂前

(新 設)

(用紙 日本工業規格 A4)

1. 「組合」欄は、株式等の譲渡の対価の支払を受ける契約が民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約（外国におけるこれに類する契約を含む。）に基づくものである場合に、当該組合の所在地及び名称を記載する。
2. 「総受価額（調査提出省略分を含む。）」欄には、名義人として受領した株式等の譲渡の対価の総額を記載する。
3. 「左のうち、調書を提出するものの合計」欄には、この合計表とともに調書を提出するものについて、その合計を記載する。
4. 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。